

第20回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

○国際金融・経済都市や国際観光都市の実現に資する都市再生を推進するため、都市計画法の特例(①～④)、都市再生特別措置法(⑤)の特例を活用

東京駅周辺エリア

【①日本橋一丁目中地区】

(三井不動産㈱、野村不動産㈱)

- 国際金融・ライフサイエンス拠点の形成
- 国際級ホテル、カンファレンスなど都心型複合MICE拠点や起業支援機能などビジネスイノベーション機能の整備
- 歴史的建造物の保全・活用や船着き場の増設など、日本橋川沿いに憩いとにぎわいのある水辺空間を整備



<大規模カンファレンス機能>



<日本橋川沿いの水辺空間>

【②日本橋兜町・茅場町一丁目地区】

(平和不動産㈱)

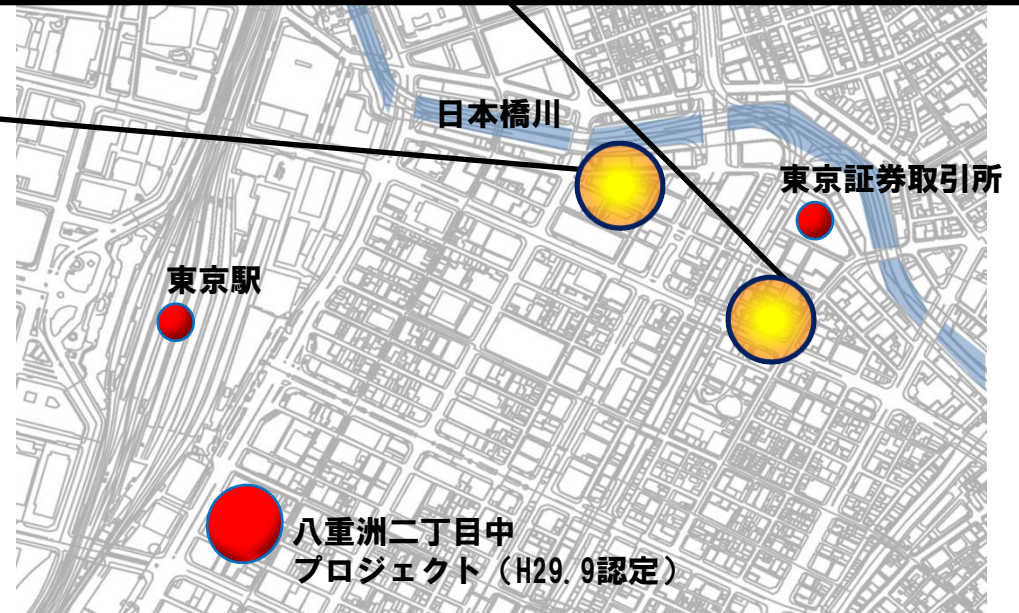
- 国際金融拠点の形成
- 証券取引所機能の補完・拡充を図る施設(大規模ホール、セミナールーム等)の整備
- 投資家と企業との対話交流拠点(ラウンジ等)の整備



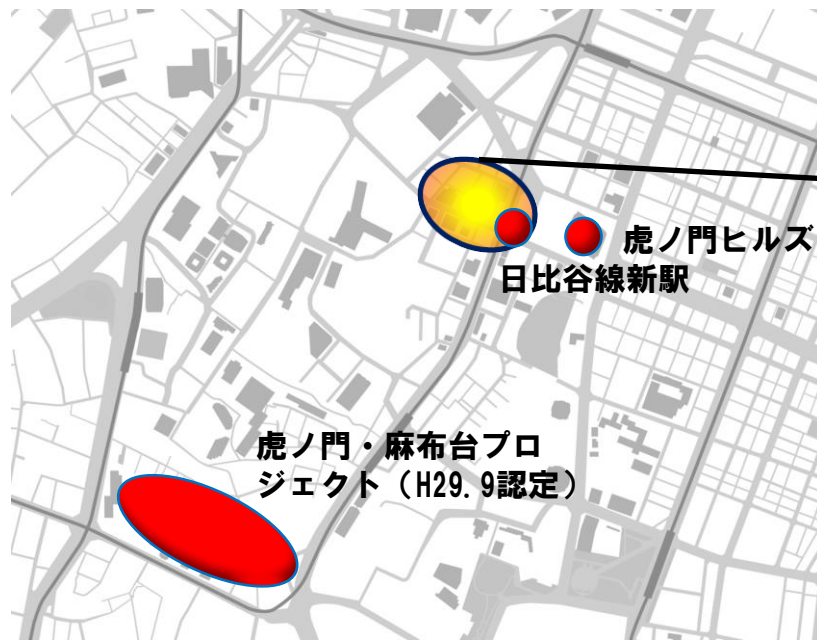
<株主総会やIR等に対応したホール>



<投資家と企業が対話できるラウンジ>



虎ノ門エリア



【③虎ノ門一・二丁目地区】

(森ビル㈱、UR都市機構、東洋海事工業㈱)

- 日比谷線新駅と一体となった立体的駅広場、周辺開発と連携した歩行者ネットワークなどの都市基盤整備
- 虎ノ門エリアの新たな象徴となる**ビジネス発信拠点**(フォーラム、ギャラリー等)や国際水準のホテルの整備
- 外国人ワーカー等のための**情報・交流拠点**(日本の文化・技術のライブラリー、交流サロン等)の整備

<フォーラム>



<外国人向けライブラリー>



浜松町エリア

【④芝浦一丁目地区】

(野村不動産㈱、NREG 東芝不動産㈱、東日本旅客鉄道㈱)

- 国際ビジネス・観光拠点の形成
- 舟運活性化に資する**水辺の観光・賑わい拠点**(水上テラス、船着場等)の形成
- **外国人対応**のホテル、住宅、**子育て支援施設**等の整備

<水辺に開かれた水上テラス>



羽田エリア

【⑤羽田空港跡地第2ゾーン】

(羽田エアポート都市開発㈱)

- 羽田空港の**24時間空港化**に伴う**宿泊機能**の強化
- 多目的ホール、バンケットなど**MICE機能**や大型バスターミナルの整備

<施設イメージ>



<多機能ホテル>

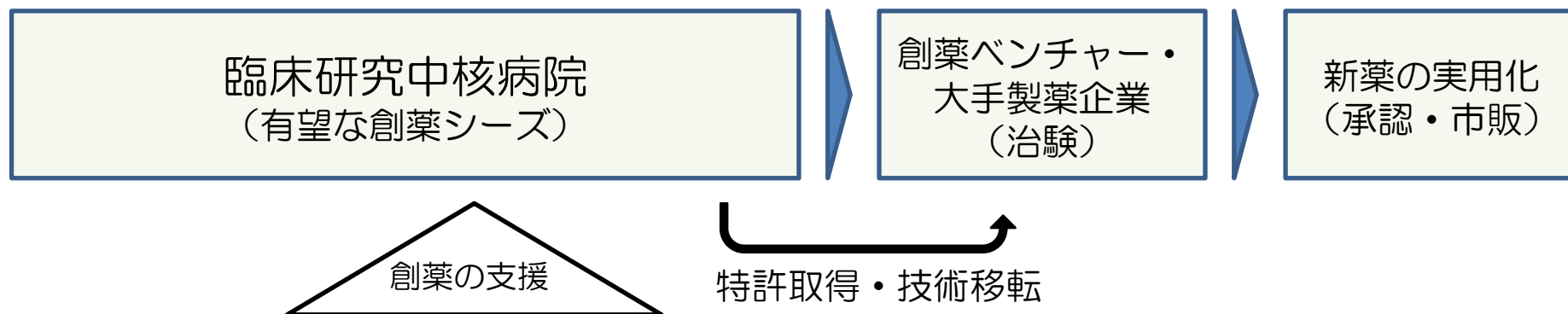


革新的な医薬品の開発迅速化

認定事案

- **慶應義塾大学病院**が、革新的な医薬品の開発について、日本医療研究開発機構(AMED)の支援を受け、有望な創薬シーズを治験まで円滑に橋渡しし、開発から承認・市販に至るプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

◀ 国内における新薬開発のプロセスイメージ ▶



AMEDに拠点担当コーディネーターを配置

- ◆ 研究戦略の策定・助言 ◆ 共同研究機関・試験実施機関の紹介
- ◆ 応用・開発研究の支援 ◆ 企業への導出・提携・ライセンスアウト支援

現 状

- 渋谷サテライトセンターは、平成29年4月に渋谷ヒカリエ横に開設。専門家との対面相談とTV電話を通じた申請手続きサービスを提供

※東京開業ワンストップセンター3施設の利用者数は約60人/月(H27)から約200人/月(H29)に増加(4月～12月期の利用者数平均)

課 題

- ビルの3階のため、場所がわかりにくいという利用者の声が多い
- 民間との連携による利便性向上が課題



改善策

○ 民間創業支援施設(※)内への移転(平成30年4月予定)

- ・ 大通りに面する1階にあり、明るく開放的な雰囲気
⇒ 気軽に立ち寄ることが可能
- ・ 民間スタートアップ支援施設からの誘導・連携的な広報
⇒ 利用者増加が期待
- ・ 民間スタートアップ支援施設と一体的な創業支援
⇒ 利用者サービスが向上

※ 米国に拠点を置くベンチャーキャピタルの日本法人が運営するインキュベーション施設。アクセラレーションプログラムの実施など、国内外の起業家に対するインキュベーション創出に向けた支援を展開。



施設内の様子(イメージ)



アクセス図

ペイロール・カード口座への賃金支払いを可能とする規制緩和

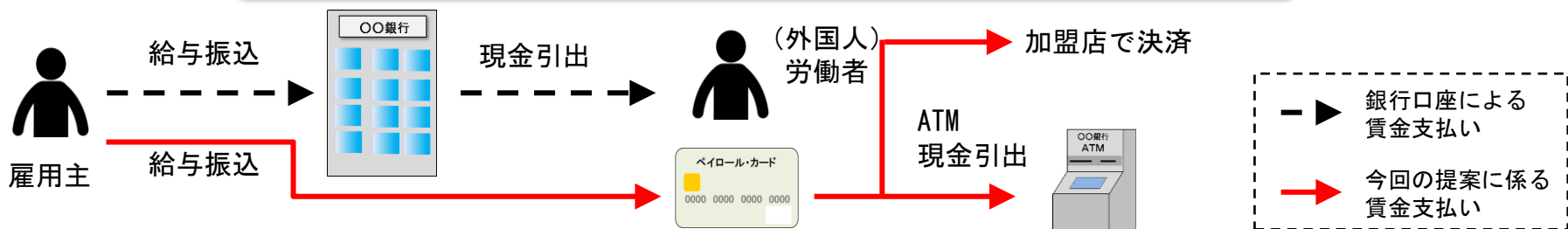
提案

課題

- 外国人は銀行口座の開設をすることが難しく、銀行振り込みに代替する賃金支払い手段への需要が高い
- 銀行口座を開設できないと、決済方法が制限され日常生活・経済活動に影響
⇒外国人労働者が都内で生活する上で、不便が発生

対応

ペイロール・カード口座への賃金支払いのイメージ



現状

●労働基準法 第二十四条、労働基準法施行規則 第七条の二

○賃金の支払いについては通貨払いが原則(※)

例外) 「銀行等の金融機関の預貯金への振込み」、「一定の要件を満たす証券口座への振込み」

(※) 通貨払いの原則…最も有利な交換手段である通貨による賃金支払を義務づけ、これによって、価格が不明瞭で換価にも不便な実物給与を禁じたもの。

規制緩和要望

○通貨払いを原則とする労働基準法について、ペイロール・カード口座への賃金支払いを可能とする特例を創設。